黒部市入札参加資格審査申請書（建設工事）の提出要領

令和5・6年度において、黒部市（黒部市民病院含む）が発注する建設工事の入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書及び関係書類を提出してください。

なお、随意契約等の発注についても入札参加資格者名簿に登載された方から業者選考等を行い発注しますので、黒部市との取引を希望される方は、必ず申請書等を提出してください。

1　申請者に必要な資格

申請者は次の要件を満たしていること。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4第1項（同令第 167 の 11 第1項において準用する場合を含む。）に該当しない者であること。又は、同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過している者であること。

(2)　申請時に市町村税、県税、国税の滞納がない者であること。

(3)　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第3条の規定による建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けている者であること。

(4)　資格審査を希望する業種について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、その基準日が申請書を提出する日から1年7か月以内であり、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書にあっては総合評定値の記載のある者であること。

さらに、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「有」又は「除外」となっていることが条件となります。ただし、経営事項審査後において、加入又は適用除外の手続きを取られた場合は、その事実を証明する書類（保険料の領収書等）の写しを提出することにより、入札参加資格申請を行うことができます。

(5)　本市入札参加資格を取り消された者にあっては、取り消し処分後2年以上を経過していること。

2　申請書の提出方法

(1) 窓口持参による場合

①　受付期間　　令和5年3月 31 日（金）から令和6年 11 月 29 日（金）まで
（土、日、祝日を除く）

②　受付時間　　午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）

③　受付場所　　黒部市役所 3 階財政課フロア（黒部市三日市 1301 番地）

(2) 郵送による場合

①　受付期間　　令和5年3月 31 日（金）から令和6年 11 月 22 日(金)まで
（当日消印有効）

② 郵 送 先　〒938-8555　富山県黒部市三日市 1301 番地

黒部市役所総務管理部財政課　契約検査班あて

(3) 郵送で申請書を提出する場合の注意事項

郵送による受付期間内に各種提出書類及び申請書登録通知票を書留郵便（※配達の記録が残る方法であれば書留郵便以外での提出も可とします。）で郵送してください。その際、封筒表面の左下に「資格審査申請書類（建設工事）在中」と朱書きで明記してください。

3 提出書類

別紙「提出書類及び注意事項一覧表」のとおり、1部提出願います。また、申請書類一式の写しを作成・保管しておいてください。

4 申請書類の綴り方

(1) 「建設工事入札参加資格審査申請書受付票」に商号又は名称等を必ず記載のうえ番号順に綴ってください。

(2) A4サイズに統一し、左側中央部でひも綴じにして提出してください。

5 入札参加資格の審査結果等

(1) 提出された申請書は審査後、入札参加資格申請書登録通知票にて通知します。

(2) 入札参加資格申請書登録通知票は郵便はがきの裏面に印刷又は貼付し、表面に返信先（住所・氏名）を記入したうえで、他の提出書類とともに提出してください。

(3) 郵送後、1ヶ月を経過しても受理通知又は不受理通知の連絡がない場合は、財政課契約検査班へお問い合わせください。

(4) 入札参加資格の有効期間は申請書の受理日から令和7年3月 31 日までです。

※ただし、令和5年3月 31 日付けで受理された申請書については、令和5年4月1日からの有効期間とします。

6 注意事項

(1) 市内業者とは、黒部市内に建設業の許可等を受けた主たる営業所又は主たる営業所から委任を受け本市と建設工事の請負契約を締結することができる営業所を有する業者です。市外業者とは、黒部市外に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する業者です。（黒部市内に支店、営業所があっても、主たる営業所からの委任がなければ市外業者としての登録となります。）

(2) 申請書は明瞭に記載してください。訂正する場合は、二重線で抹消し訂正印を押印してく

ださい。砂消し・修正液・修正テープ等は使用しないでください。

(3) 申請書提出後、その内容に変更があった場合は、変更届(様式第 20 号)を速やかに提出してください。また、会社更生手続、民事再生手続等を申請した場合には、その旨を速やかに届け出てください。

7 問合せ先

黒部市総務管理部財政課契約検査班

TEL 0765-54-2116(内線 3122)　Email keiyakukensa-zaisei@city.kurobe.toyama.jp

令和5・6年度建設工事入札参加資格審査申請
提出書類及び注意事項一覧表

提出書類の名称			様式	注意事項	○ 提出 △ 該当者提出 × 不要	
					市内業者	市外業者
1	建設工事入札参加資格審査申請書		様式 第１号	○所在地で、登記簿上の本店と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる場合は、建設業法上の営業所を記入してください。 ○申請書には、代表者の印鑑登録のある実印を押印してください。	○	○
2	建設業許可を受けていることを証明する書類		発行 官公署	○コピー可。 ○申請日現在有効なもの。 ○更新中の場合は、受付印のある申請書の写しを提出してください。	○	○
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し		発行 官公署	○審査基準日が申請書を提出する日から1年7か月以内のもの。 【重要】経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況において一つでも「無」がある場合は、入札参加資格申請を行うことはできません。ただし、経営事項審査申請後において加入又は適用除外の手続きをとられた場合は、その事実を証明する書類（保険料の領収書等）の写しを提出することにより、入札参加資格申請を行うことができます。	○	○
4	委任状		様式 第５号	○申請者が支店等の長へ、入札・見積りや契約締結等の権限を継続して委任する場合のみ提出してください。 ○建設業法上の営業所であり、入札参加希望業種すべてについて許可を受けている営業所にのみ委任できます。 ○委任者の印鑑は実印（印鑑登録印）、受任者の印鑑は使用印を押印してください。	△	△
5	入札委任状		様式 第5-1号	○提出された場合、代理人入札時の入札委任状提出が不要となります。 ○社員証など、身分を証明する書類を添付してください。	△	△
6	法人	履歴事項全部証明書 （又は現在事項全部証明書）	発行 官公署	○コピー可。 ○発行日が申請日から3ヶ月以内のもの。 ○本店の所在地を管轄する法務局で発行される、商業登記簿謄本又は商業登記の履歴事項全部証明書。	○	○

6	個人	代表者の身分証明書	発行官公署（本籍地市町村）	○破産、禁治産、成年後見を受けているものでないことの証明となります。 ○コピー可。 ○発行日が申請日から3ヶ月以内のもの。 ○本籍地のある市（区）町村で発行される身分証明書。	○	○
7	使用印鑑届		様式第18号	○使用印鑑は、実印以外でもかまいません。入札（見積）書及び契約の締結並びに代金の請求等に使用する印鑑を押印してください。 ○申請者の印は、実印を押印してください。	○	○
8	印鑑証明書		発行官公署	○コピー可。 ○発行日が申請日から3ヶ月以内のもの。	○	○
9	納税証明書	国税（所得税又は法人税及び消費税、地方消費税）	税務署	○コピー可。 ○所得税又は法人税及び消費税の納税証明書。 （発行日が申請日から3ヶ月以内のもの ※電子納税証明書可 ） （法人） 様式その3の3 （個人） 様式その3の2 ※税務署窓口にて受け取る場合は、本人確認書類と合わせて、番号（マイナンバー）確認書類が必要です。	○	○
10		都道府県税（都道府県民税、事業税）	都道府県税事務所	○コピー可。 ○県税の納税証明書又は滞納がないことの証明書。 （発行日が申請日から3ヶ月以内のもの） ○委任先がある場合は、委任先の所在する市町村が発行するもの。 ※交付申請時には、本人確認書類と合わせて、番号（マイナンバー）確認書類が必要です。	○	○
11		市町村税（市町村民税、固定資産税等）	課税のある市町村等	○コピー可。 ○市町村税の納税証明書又は滞納がないことの証明書。 （発行日が申請日から3ヶ月以内のもの） ○委任先がある場合は、委任先の所在する市町村が発行するもの。	○	○
12	工事経歴書		様式第6号	○直前2ヶ年度分。 ○作成済みの任意様式（経営事項審査申請に提出したもの）などをお持ちの場合は、「別紙のとおり」と記載した当市の様式を表紙とし、任意様式を添付・活用ください。	○	○
13	営業所一覧表		様式第14-1号	○委任先がある場合は作成してください。 ○営業所が受けている建設業法上の許可業種を必ず記入してください。	△	△
14	技術職員名簿		様式第15号	○作成済みの任意様式（経営事項審査申請に提出したもの）などをお持ちの場合は、「別紙のとおり」と記載した当市の様式を表紙とし、任意様式を添付・活用ください。	○	○

15	障害者雇用状況届	様式 第19号	○障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する障害者の法定雇用義務がない方(※)で、申請日において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を1人以上雇用している場合に該当する方は、本様式のほか、必要な書類を添付して提出。 ※法定雇用義務がない方とは、雇用する労働者の数が、常時50人未満(建設業にあっては、原則として62人未満)である者	△	×
16	舗装関係大型機械保有状況	特別 調書1	○新川地区(黒部市、魚津市、入善町、朝日町)に建設業法第3条に規定する営業所を有し、舗装工事に入札参加希望する場合に提出すること。	△	△
17	解体工事関係調書	特別 調書2	○新川地区(黒部市、魚津市、入善町、朝日町)に建設業法第3条に規定する営業所を有し、解体工事に入札参加希望する場合に提出すること。	△	△
18	管工事有資格者調書	特別 調書3	○新川地区(黒部市、魚津市、入善町、朝日町)に建設業法第3条に規定する営業所を有し、管工事に入札参加希望する場合に提出すること。	△	△
19	ISO9001の登録証及び認証範囲を確認できるもの	該当者のみ 写し	○該当がある場合、登録証及びその認証範囲を確認できる書類の写しを提出すること。 ○申請日現在有効なものであること。	△	×
20	除雪業務等の委託契約書等	該当者のみ 写し	○直前2ヶ年度において、市内の道路について国、県及び市と除雪業務又は凍結防止剤散布業務に関し契約を締結した実績のある方は、当該業務の委託契約書の写しを提出すること。	△	×
21	市と締結した災害協定への参加を証する書類	該当者のみ 写し	○黒部市地域防災計画に基づき黒部市と締結された協定に参加されている方は、締結先の協会(組合)が発行した(参加)証明書等参加していることが確認できる書類を提出すること。	△	×
22	ISO14001又はエコアクション21の登録証及び認証範囲を確認できるもの	該当者のみ 写し	○該当がある場合、登録証及びその認証範囲を確認できる書類の写しを提出すること。 ○申請日現在有効なものであること。	△	×
23	一般事業主行動計画策定届	該当者のみ 写し	○該当がある場合、一般事業主行動計画策定届の写しを提出すること。	△	×

24	消防団協力事業所に認定されたことが確認できる書類	該当者のみ写し	○黒部市から「消防団協力事業所」の認定を受けている場合、新川地域消防本部（消防署）が発行する黒部市消防団協力事業所表示証交付書の写しを提出すること。 ○申請日現在有効なものであること。	△	×
25	地域・社会貢献活動に係る表彰状又は感謝状の写し	該当者のみ写し	○直前2ヶ年度において、地域・社会に貢献したと認められる黒部市内における活動により、国、県、市又は公共的団体から表彰状又は感謝状を授与された方は、当該表彰状又は感謝状の写しを提出。	△	×
26	障害者の雇用状況が確認できる書類	該当者のみ写し	【障害者の雇用に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者の雇用義務があり、法定雇用率を達成しているもの】 ○公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。 【障害者の雇用義務がなく、障害者を1名以上雇用しているもの】 ○障害の程度が分かる書類の写し（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し） ○1年以上の継続的な雇用であることが確認できる書類の写し（健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、賃金台帳等）	△	×
27	入札参加資格申請書登録通知票	ハガキ	○ハガキの表面には返信先宛名を記入し、裏面には様式を印刷又は印刷した紙を貼付して提出すること。	○	○